

お客さま 各位

キャッシュカードでのATM ご利用制限実施のお知らせ

平素より幡多信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、ご高齢の方をターゲットに役場や金融機関職員、警察署員等を騙り言葉巧みにキャッシュカードを騙し取り、現金を引き出す手口の「キャッシュカード手交型詐欺」や、キャッシュコーナーへ誘導し預金を振り込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺が多発しており、その被害は増加の一途をたどっている状況です。

当金庫では、こうした被害防止のための取組みを目的に、一定の条件に該当するお客さまにつきまして、ATMでのお引き出し等のご利用を制限させていただくことといたしました（なお、一部のお取引制限については、既に実施いたしております）。

対象となるお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするため、何卒ご理解いただきますようご協力をお願い申し上げます。

◇キャッシュカードによるご出金取引金額の制限について

- 対象となるお客さま
満70歳以上のお客さまで、1年間キャッシュカードでのご出金取引が行われていない方。
- お取引の制限の内容
キャッシュカードによるATMでの**出金額限度額を20万円**といたします。
- 実施日
令和2年4月20日（月）より実施いたします。

◇キャッシュカードによるお振り込み金額の制限について

- 対象となるお客さま
満70歳以上のお客さまで、1年間キャッシュカードによりATMでのお振り込み取引が行われていない方。
- お取引制限の内容
キャッシュカードによるATMでの**お振込限度額を0円**といたします。
- 実施日
平成29年8月20日（水）より実施しております。

※対象となるお客さまが、上記お取引制限の解除や制限の変更をご希望される場合には、お手数をお掛けしますが、平日の営業時間中にお近くの当金庫窓口にお申し出下さい。

その際には、ご本人さまを確認できる書類（運転免許証や保険証など）とお届出印をお持ちのうえ、ご来店ください。

ご不明な点がございましたら、お近くのはたしんの窓口へお問合せください。

